

小河内財産区議会議員一般選挙

任 期 の 始 期	令和元年8月1日
任 期 の 満 了	令和5年7月31日
候 補 者 数	7人
定 数	7人

**令和元年 7 月 2 日執行
小河内財産区議会議員一般選挙**

1	あらまし	1
2	議員定数及び投票の有無等	1
3	事務執行日程	2
4	投票区	5
	(1) 投票所等にあてた施設の内訳	5
	(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地	5
	(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地	5
5	選挙人名簿登録者数	5
6	選挙会	6
	(1) 選挙長及び同職務代理者	6
	(2) 選挙会の場所及び開閉日時	6
7	選挙事務関係者	6
	(1) 投票事務関係者	6
	(2) 選挙会事務関係者	6
8	候補者及び当選人	7
9	選挙運動費用の制限額	7

1 あらまし

広島市安佐北区の小河内財産区議会議員の任期が令和元年7月31日に満了することに伴い、安佐北区選挙管理委員会は、令和元年5月16日に委員会を開催し、選挙期日の告示日を令和元年6月27日（木）に、投票日を同年7月2日（火）にすることを決定した。

選挙の結果は、届出のあった候補者の数が議員の定数を超えなかったため無投票となった。

2 議員定数及び投票の有無等

議 員 定 数	候補者 届出者数	投票の有無
7	7	無

(2)

3 事務執行日程

月 日	曜	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務	
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令
5月2日	木	-61	-56			・ 後援団体に関する寄附等の禁止期間開始（選挙期日まで） （任期満了前90日）	法199の5		
5月16日	木	-47	-42			・ 委員会開催（選挙期日等の議決）			
6月1日	土	-31	-26			・ 選挙を行うべき事由の発生届出期限（任期満了前60日）	法120, 事80, 市事181		
				・ 選挙執行計画の決定 ・ 臨時啓発事業計画の策定及び実施 ・ 諸印刷物の調製配布 ・ 各種選挙用交付物の発注 ・ 区選管との事務打合せ ・ 投・開票事務要領の検討		・ 選挙執行計画・事務分担の決定 ・ 選挙長及び同職務代理者内定 ・ 投票管理者及び同職務代理者内定 ・ 投票立会人(投票所及び期日前投票所)の内定 ・ 選挙事務従事者（市職員）の協力要請 ・ 期日前投票（不在者投票）事務従事者の選定 ・ 投票・選挙会（開票）事務従事者の選定 ・ 選挙会場施設の確認及び使用依頼 ・ 投票所施設の確認及び使用依頼 ・ 選挙のお知らせ関係事務 ・ 個人演説会関係事務 ・ 投票箱、投・開票器材配送計画 ・ 区広報紙への周知啓発記事の掲載依頼			
6月26日	水	-6	-1			・ 委員会開催		・ 立候補届出受付準備	
6月27日	木	-5	0	選 挙 期 日 の 告 示 日					
						・ 選挙期日の告示 ・ 選挙長及び同職務代理者の選任告示 ・ 選挙会の場所・日時を定める告示 ・ 開票事務と選挙会事務を併せて行う旨の告示 ・ 選挙運動費用支出の制限額を定める告示 ・ 投票管理者及び同職務代理者（投票所及び期日前投票所）の選任の告示 ・ 投票所及び期日前投票所の告示 ・ 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの場所及び日時を定める告示 ・ 不在者投票事務取扱場所の告示 ・ 期日前投票所の投票立会人の選任 ・ 選挙事務所設置（異動）届出受理開始 ・ 出納責任者の選任（異動）届出受理開始 ・ 選挙運動に使用する事務員の届出受理開始 ・ 公営施設使用の個人演説会開催届出受理開始 ・ 選挙運動用ポスター検印事務開始 ・ 立候補届出状況報告受理	法33, 市事19 法75, 令81, 市事66 法78, 市事69 法79, 市事63, 市事70 法196, 市事161 法37, 令25, 市事20 法41, 市事24 法175, 市事156, 運56 事33, 市事46 法38, 48の2 法130, 令108, 市事87 法180, 市事157 法197の2 法163 法144, 市事181の2 法86の4, 令92, 市事74	・ 選挙長事務取扱場所の告示 ・ 立候補届出（辞退）の受理 ・ 立候補届出者の氏名等の告示 ・ 選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所・日時の告示 ・ 選挙立会人となるべき者の届出受理開始 ・ 候補者被選挙権調査 ・ 候補者の氏名等を区長及び区選管へ通知	市事67 法86の4, 令89 法86の4, 市事73 法76, 市事68 法76, 令82 市事75 法86の4, 令92, 市事74

月 日	曜	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務	
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令
(6月27日)						- 投票管理者へ候補者氏名等通知 - 選挙長及び同職務代理者、投票管理者及び同職務代理者へ選任通知 - 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじ（午後5時30分） 〔無投票の場合〕 - 県・市選管へ無投票の旨報告	令92 法37, 75 法175, 運56 事74	〔無投票の場合〕 その旨告示, 投票管理者へ通知, 区選管へ報告	法100
6月28日	金	-4	1			- 期日前投票及び不在者投票事務取扱開始 - 投票管理者及び同職務代理者事務打合せ会 - 選挙会（開票）関係事務打合せ会 - 選挙のお知らせ発送 - 郵便による不在者投票用紙等の請求期限 - 宣伝カーによる投票参加の呼びかけ開始	法48の2, 49 令59の4		
6月29日	土	-3	2			- 委員会の開催（告示日選任の投票立会人以外を選任） - 公営施設使用個人演説会開始 - 公営施設使用の個人演説会開催申出受理最終日 - 投票立会人選任通知期限	法163 法163, 令112 法38, 令26, 市事21	- 選挙立会人届出期限 - 選挙立会人を定めるくじ（午後5時30分） - 選挙立会人が3人に満たない場合の補充選任・本人への通知 - 選挙立会人へ参会通知	法76, 令82 法76 法76
6月30日	日	-2	3			投票所・選挙会場（開票所）器材送致		補充立候補届出期限	法86の4
7月1日	月	-1	4			- 期日前投票事務取扱最終日 - 不在者投票事務取扱最終日 - 投票用紙の枚数点検 - 投票所設営 - 期日前投票及び抄本等を投票管理者（期日前投票所）から受領 - 投票用紙・選挙人名簿抄本等を投票管理者に引継ぎ - 開票所設営	法48の2 法49, 令50 令32, 事23, 市事26 法55, 48の2② 令28		
7月2日	火	0	5	選挙 期 日 （ 投 票 日 ）					
						- 投票所入口から300メートル内の選挙事務所の閉鎖命令 - 委員会の開催（選挙人名簿登録の抹消） - 投票記載所へ候補者の氏名等掲示 - 投票所 投票時間：午前7時～午後8時 場 所：3か所 - 不在者投票を指定投票区の投票管理者へ送致 - 投票状況（中間及び結果）速報受理及び市選管へ速報 - 投票箱等送致受理	法134 法175, 運56 法39, 40 令60, 61 法48の2, 55	- 選挙会 開始時刻 午後9時00分 場 所 安佐北区役所 安佐出張所会議室 - 開票状況（中間及び結果）を区選管へ速報 - 選挙録の作成 - 区選管へ当選人の決定報告 - 区選管へ選挙録の送付	法80 市事62 法83 法101の3, 市事77 法83, 令85, 市事77

(4)

月 日	曜	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
(7月2日)						・ 期日前投票を選挙長へ送致 ・ 開票状況（中間及び結果）速報受理及び市選管へ速報 ・ 選挙長から当選人決定報告受理 ・ 選挙長から選挙録等受理 ・ 期日前投票を開票管理者へ送致	法48の2②,55 法66,市事62 法101の3,市事77 法83,令85,市事77 法48の2②,55	〔無投票の場合の選挙会〕 ・ 午後4時30分から安佐北区役所安佐出張所会議室において開会		
7月3日	水	1	6			・ 委員会開催 ・ 当選人へ当選の旨告知,当選人の住所氏名告示 ・ 当選人へ当選証書付与 ・ 県知事・県選管・市長へ当選等に関する報告 ・ 投票所・選挙会場（開票所）器材撤収 ・ 礼状発送	法101の3,市事78 法105,市事78 法108			
7月16日	火	14	19			・ 選挙の効力に関する異議申出期限	法202			
7月17日	水	15	20			・ 選挙運動費用収支報告書提出期限 ・ 当選の効力に関する異議申出期限	法189 法206			
7月31日	水	29	34	任 期 満 了 日						
凡 例										
法 ＝ 公職選挙法 令 ＝ 公職選挙法施行令										
事 ＝ 公職選挙事務取扱規程										
市事 ＝ 広島市公職選挙事務取扱規程 運 ＝ 公職選挙法による選挙運動等に関する規程										

4 投票区

(1) 投票所等にあてた施設の内訳

投票区数	選挙当日投票所にあてた施設の内訳	期日前投票所及び不在者投票記載場所 にあてた施設の内訳
	集会所	出張所
3	3	1

(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
★安佐第九	安佐小河内集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内4 5 7 9番地3
安佐第十	小峠集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内1 2 1 7番地
安佐第十一	西部会館	広島市安佐北区安佐町大字小河内6 0 8 0番地2
投票区数	3	

(注) 投票所の開所時刻は午前7:00、閉所時刻は午後8:00である。

(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地

開設期間：令和元年6月28日から令和元年7月1日まで

期日前投票所及び不在者投票記載場所施設名	所在地
安佐北区役所安佐出張所2階会議室	広島市安佐北区安佐町大字飯室3 0 5 2番地1

(注) 期日前投票所の開所時刻は午前8:30、閉所時刻は午後8:00である。

5 選挙人名簿登録者数

投票区名	令和元年6月26日現在の選挙人名簿登録者数		
	男	女	計
安佐第九	82	102	184
安佐第十	59	60	119
安佐第十一	47	48	95
計	188	210	398

(6)

6 選挙会

(1) 選挙長及び同職務代理人

選 挙 長	同職務代理人
下本 重雄	武田 泰弘

(2) 選挙会の場所及び開閉日時

場 所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地 1 広島市安佐北区役所安佐出張所 2 階会議室
開閉日時	令和元年 7 月 2 日 午後 4 時30分～午後 4 時40分

7 選挙事務関係者

(1) 投票事務関係者

区 分		投 票 管理者	投 票 立会人	事務従事者			
				市・区 選管書記	市・区 職 員	民間人	計
選挙当日 投票所	(投票区名) 安佐第九	1	2	—	—	—	—
	安佐第十	1	2	—	—	—	—
	安佐第十一	1	2	—	—	—	—
	計	3	6	—	—	—	—
期日前投票所		1	2	—	—	—	—
合計		4	8	—	—	—	—

(注) 投票事務従事者は、無投票となったため従事しなかった。

(2) 選挙会事務関係者

選挙長	選挙立会人	事務従事者	
		市・区選管書記	市・区職員
1	3	2	—

8 候補者及び当選人

候補者として選挙長に届出のあった者は、次のとおりである。

(○印は当選人)

届出 番号	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	党 派	職 業	一のカギ 等のアドレス	届出 の別
1	○ てらもと よしひろ 寺本 佳弘	男	広島市安佐北区 安佐町大字小河内 3075番地	昭和17年 5月4日	無所属	農 業	—	本人
2	○ なかむら ふさお 中村 房夫	男	広島市安佐北区 安佐町大字小河内 928番地	昭和23年 12月6日	無所属	無 職	—	本人
3	○ いくた ともお 生田 友夫	男	広島市安佐北区 安佐町大字小河内 5534番地	昭和24年 3月18日	無所属	農 業	—	本人
4	○ なかがわ たまき 中川 環	男	広島市安佐北区 安佐町大字小河内 3762番地	昭和12年 11月16日	無所属	農 業	—	本人
5	○ おおば かなめ 大場 要	男	広島市安佐北区 安佐町大字小河内 710番地3	昭和31年 6月24日	無所属	無 職	—	本人
6	○ すずき もろまさ 鈴木 師正	男	広島市安佐北区 安佐町大字小河内 4616番地1	昭和22年 1月2日	無所属	農 業	—	本人
7	○ わたなべ おきお 渡辺 興雄	男	広島市安佐北区 安佐町大字小河内 5841番地	昭和15年 5月12日	無所属	農 業	—	本人

9 選挙運動費用の制限額

候補者 1 人につき、963,700円

(注) 財産区の議会の議員の選挙に係る法定制限額は、次の算式による。

$$\left[\frac{\text{告示の日における選挙人名簿登録者数}}{\text{議員定数}} \times \begin{matrix} \text{人数割額} \\ (1,120 \text{ 円}) \end{matrix} \right] + \text{固定額 (90万円)} \quad (100\text{円未満切上げ})$$